令和6年度

海南市ものづくり創造支援事業補助金

（知的財産権取得事業）募集要領

問い合わせ先　　　海南市役所まちづくり部産業振興課

073-483-8460　　sangyosinko@city.kainan.lg.jp

令和6年3月25日

海南市

１　目　的

　本事業は、市内の中小企業者等が行う新技術、新製品又は新商品の開発に対し支援を行うことにより、地場産業の底上げ及び振興と発展に寄与することを目的とします。

２　補助対象事業

補助金の交付の対象となる知的財産権取得事業に該当する事業は、中小企業者等が自ら開発した新技術又は新製品等において、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）を取得するために出願及び審査請求を行う事業とします。

３　補助対象者

補助金の交付を受けようとする中小企業者等は、次のすべての要件を満たす必要があります。

（１）地域産業を主要業種とする事業者であること（※）

（２）主たる事業所が市内に所在すること

（３）市税を完納していること

（４）補助対象となる事業について、国、県又はその他の団体から補助金等の交付を受けていないこと

|  |
| --- |
| ※　地域産業を主要業種としている事業者とは、製造業、卸売業を営む中小企業者等（中小企業基本法第２条に規定する中小企業者及び複数の中小企業者からなるグループ）または協同組合で、下記にあてはまる事業者を指します。  ア）製造業であって、商品の製造過程の全て又は一部を自社工場（県内に限る）で行うもの。 ※県外の工場で製造を行い、県内の自社工場では検品・発送のみといったものは対象外です。  イ）卸売業（製造問屋）であって、商品の製造過程の全て又は一部を県内で行うもの。  ウ）協同組合にあっては、組合員が地域産業を主要業種としているものを対象とする。 |

４　補助限度額及び補助率等

　（１）補助限度額 １企業につき10万円

　　　　　※ただし、予算の範囲内となるため、変更することがあります。

　（２）補助率　 ２分の１以内

　（３）補助対象期間 令和6年４月１日～令和7年３月31日

５ 申請締切

　　令和7年１月31日（金）

　　※随時募集。ただし、予算が無くなり次第受付を終了します。

６　補助金交付申請書等の作成及び提出

　　補助事業の申請をしようとする事業者は締切までに次の書類を提出してください。

　　　　ア　補助金交付申請書

イ　事業実施計画書

　　　　ウ　収支予算書

　　　　エ　同意書

　　　　オ　参考資料（知的財産権取得のための出願に係る資料など）

７　補助事業の採択

　　　補助事業の採択は、書類審査を実施し、その結果を踏まえて決定します。

補助金交付申請者によるプレゼンテーションは必要ありません。

８　補助対象経費の内容

　（１）特許庁へ支払う手数料等（※１）

知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）の出願に係る出願料

特許権の審査請求手数料

実用新案権の技術評価請求手数料

電子化手数料

　（２）弁理士等費用

知的財産権を取得するための出願及び審査請求に係る弁理士等の代理人に

要する費用（※２）

|  |
| --- |
| ※１　特許料及び登録料は補助対象外とします。  ※２　図面作成料を含みます。 |

９　補助金交付にかかるスケジュール

【提出書類】

①補助金等交付申請書

②事業実施計画書

③収支予算書

④同意書

⑤参考資料

交付申請書提出

　　↓

書類審査

　　　　　↓

交付決定

10　その他留意事項

経費の計上は、令和6年４月１日以降に発生した費用で、事業期間内に支払いをしたものが対象となります。

知的財産権取得事業チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| チェック | 内容 |
| １．事業要件（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 自ら開発した新技術又は新製品等において、知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権）を取得するために出願及び審査請求を行う事業 |
| □ | 国・県等の補助金を受けていない事業である（国・県等の補助事業として採択された事業は補助対象外となります）。 |
| ２．事業者要件（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 中小企業者等である。 |
| □ | 市内に主たる事業所がある。 |
| □ | 現に地域産業を主要業種としている。  （業種としては、製造業・卸売業・協同組合のいずれかであること） |
| □ | 市税の滞納がない（補助金交付申請時に滞納調査の同意書を添付）。 |
| ３．事業実施計画書（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | すべての項目が漏れなく記入されている。 |
| □ | 年度内に完了する計画である。 |
| ４．収支予算書（すべてにチェックが入ることが必須） | |
| □ | 補助対象経費が正しい費目に計上されている。 |
| □ | 根拠となる資料が添付されている（少額のものを除く）。 |